

2016年10月

鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けられました皆さまへ

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。
弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、更新に際しての保険料のお支払等につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までご連絡ください。

弊社担当窓口：フリーダイヤル：0120-004-593（受付時間：平日 9:30～17:00）

なお、地震被害に関し、弊社商品のご対応できる内容を、下記の通りご案内申し上げます。

【地震災害費用保険金について】

弊社商品「お部屋の保険 ワイド」は、家財損害を保障する『地震保険』ではございません。

ただし、お住まいの建物が地震や津波によって全壊、または流出し、家財が全損となった場合には、地震災害費用保険金として20万円をお支払いいたします。

弊社事故受付センターフリーダイヤル：0120-018-505（24時間対応）

以上